

日本人元戦犯の供述書と三光作戦

「記憶の暗殺者」集団批判

金子マーティン

はじめに

〈大日本帝国〉と〈第三帝国〉との相違をことさらに強調し、「『日独ファシズム』論という、ひと括りにした論法が成り立たない」(1)との主張を「至上命題」とする論者もいるが、「天皇制軍国主義」独裁体制下の日本と、「国家社会主義労働者党」独裁体制下のドイツとの類似性は、かねてより筆者にとって最大の関心事となっていた。この二つの体制下で、国民に教化された「国家思想」が酷似していた事実は疑う余地すらないだろう。つまり、一方が〈大和民族〉、他方が〈アーリア民族〉という仮想の「選民」を創出し、「世界制覇」という野望のもと、「指導民族」という位置づけを自国民に付与し、近隣諸国民をその対極としての「劣等民族」だと断定し、結果的にそれら「民族」に対し非道極まりない蛮行を働いた。その「根拠」をなしたのは疑似科学的な優

生思想、「血の神話」にほかならなかった(2)。しかも、かつての「純血思想」は、そのかたちをいくらかソフト化しただけで、敗戦後の今日においてさえ、未克服のまま両国で脈々と残存している(3)。

三十七年七月からの日本の対中国侵略戦争と四一年六月からのドイツの対ソ連侵略戦争、それらの戦争における〈皇軍〉の中国人捕虜取り扱いとドイツ〈国防軍〉のソ連人捕虜取り扱い、あるいは非戦闘員たる一般住民の大量殺戮なども酷似しており、両軍は戦時国際法規を完全に無視した点において「瓜二つ」であった(4)

ドイツ〈国防軍〉が東部戦線で犯した諸々の残虐行為は、九〇年代にいたるまでなかばタブー視されており、少数の戦史研究者などが知るのみだった。東部戦線の資料を丹念に発掘・収集した研究所が、「殲滅戦 国防軍による犯罪」と題する巡回展を九五年春からドイツやオーストリアの各地で開催した。そして、敗戦から五十

年後、ようやく多くの元〈第三帝国〉国民とその末裔たちは、ドイツ軍そのものの犯罪性について啓発された。

中国北部（華北）や偽国「満州」で日本軍が犯した蛮行は、「殲滅戦（皇軍）による犯罪」というような展示会を十分に成り立たせる要素もあるように思う。日本軍そのものの犯罪的体質が日本国民に認識されるような日が、一日も早く到来するよう願わずにはいられない。なぜなら、それが〈過去の克服〉をなし遂げるための前提となるからである。

一、中国で戦犯となった日本の将兵と官吏たち

報道写真家の新井利男とフリージャーナリストの梶村太一郎が中国側と交渉し、同国の国立文書館に保管された日本人戦犯四五人分の自筆供述書の写し、一千ページ以上を日本へ持ち帰った。戦犯管理所で書かれたそれらの供述書は、月刊誌『世界』に九八年五月号から七月号まで、また週刊誌『週刊金曜日』の六月二六日号から七月二四日号に連載され、日本ではじめて公開された。それを読み、多くのことをはじめて学び、驚愕した。ドイツ〈国防軍〉と変わらない〈皇軍〉の犯罪性について、自分自身のそれまでの知識不足を確認するとともに、戦時

下の日本とドイツとの「双生児性」についての私見を一層強めた。

日本の敗戦時にソ連の捕虜となった支那派遣軍や関東軍の将兵、偽「満州国」官吏などの一部は、その五年後の五〇年七月に中華人民共和国へ引き渡された。シベリアに抑留されていた九六九人の日本人戦犯容疑者が、「撫順戦犯管理所」（遼寧省）へ移管され、中国国内で逮捕された日本人戦犯二四〇人も「太原戦犯管理所」（山西省）に拘禁された。

中国人に対する歪んだ優越意識を抱き、罪の意識などまったく持ち合わせていなかったそれら戦犯たちは、当初、管理所での生活に反抗した。だが、その戦犯たちも五四年春ごろから「坦白」（罪行の告白）をはじめようになり、中国側も戦犯の罪状調査、審問に同じころから乗り出した。その過程で戦犯たちは直筆の供述書、「筆供自述」を書くようになり、自らが犯した罪過と日本軍の加害責任を認めるにいたった。

一千名を超える日本人戦犯の大部分は起訴免除となり、最終的に撫順の三六人（軍人八人、「満州国」官僚三人、司法官四人、憲兵一〇人、警察など一人）と太原の九人、計四五人のみが起訴された。これらの戦犯容疑者は五六年六月から八月にかけて「最高人民法院特別軍事法

「廷」で裁かれた。中国大陸で日本軍が犯した罪状からみて、その軍事法廷の判決は「寛大な処分」だった。極刑はなく、ほとんどの戦犯たちは刑期終了前に釈放され、帰国できた。最後まで管理所に残った日本人元戦犯も六四年三月には帰国している。

中国から日本へ戻った元戦犯たちは、五七年九月に「中国帰還者連絡会」（中帰連）なる組織を結成した。帰国した元戦犯たちが中国で犯した罪行を告白・懺悔した手記、『三光』（一九五七年、光文社）が出版されたが、右翼の妨害で同書は書店から消えた(5)。だが、中帰連はその後も多くの出版物を刊行し、九七年夏から季刊『中帰連』を発行している。

中帰連に結集する高齡の元戦犯たちは、〈過去の克服〉という難題に真摯に取り組みつつけており、反戦運動・日中友好活動や天皇制崇拜・軍国主義復活・歴史改竄」などに対する抗議活動を精力的に繰り広げている。ますます右傾化が進行するこの日本社会において、中帰連は誇りうるべき組織の一つだろうが、それだからこそ、「日本罪悪史観」を広めようとしているなどと、「記憶の暗殺者」集団による攻撃的になっている。

二、供述書は脅迫・拷問や洗脳の「産物」か

近代法政思想史専攻の山室信一京都大学助教授は、元戦犯の自筆供述書を「『洗脳』の一言で否定し去るだけでは一面的な見方になる」と警告している(6)。この戦犯たちの書いた供述書は、日本軍による様々な蛮行についての詳細な記録であり、同時に日本軍による残虐行為の否定・矮小化に執念を燃やす「記憶の暗殺者」たちの主張を根底から覆す貴重な歴史資料である。そのため、国家主義的論者による供述書への攻撃が予想された。

その口火を切ったのは、自称「現代史家」の田辺敏男である。『世界』五月号に供述書が紹介された直後、「朝日・岩波が報じる『中国戦犯供述書』の信用度」なる文書を発表し、「検察側が受け入れるまで何度も取り調べを受け、書き直しを迫られる。こうしてできた『供述書』にどれだけの証拠能力があるのだろうか」と、疑心を表明した。

今回、公開された供述書にはほとんど言及していないものの、以前から知られていた元戦犯の手記や証言について、「それらがウソないし間違いとわかった実証例」を七点ほど挙げている。それらの手記や証言を「作り話」「信頼できない」「誘導があった」「伝聞を『見てきた

ように『証言した』『ウソ』などと一蹴し、その「ウソや間違い」を「暴いた」文献類として挙げているのが、自著の『「朝日」に眨められた現代史』（一九九四年、全貌社）、南京大虐殺矮小化論者の板倉由明などが編者の『間違いだらけの新聞報道』（一九九二年、閣文社）、『祖國と日本』（発行元不詳）、仙台陸軍幼年学校の会報『仙幼会』や月刊誌『正論』（産経新聞社）などであり(7)、その「右寄り」の偏りは一目瞭然である。

日本人戦犯自筆供述書の入手が報じられた当日、「戦犯たちがどう巧妙に洗脳されたのか、ナゾも残る」(8)と当初から強烈な疑念を表していた日本大学教授の秦邦彦は、「『世界』が持ち上げる『撫順戦犯裁判』認罪書の読みかた」を発表した。

軍事史専門家であるだけに、軍事用語がどうやらお好きな秦教授は、その文書でも持論の「危機意識」を表明し、「中国系・韓国系・ユダヤ系アメリカ人組織に一部の日本人が加わった反日連合戦線の活発な運動ぶりには目が離せない。日本の近現代史を引き合にした『情報戦』はイギリスにも飛び火している」と、相変わらず喚んでいる。

中帰連初代会長の藤田茂(一八八九〜一九八〇)が書いた供述書について、「この悪文は『指導官』(日本の

コミュニストも混じっていた)の書いたお手本を一字一句直さずに筆写したのではあるまいか」とまず仮定し、次に「藤田は、中国が期待した通りの後半生をすごしたため、仮説の立証ができないのは残念である」と悔しがる。共産主義↓洗脳↓左翼革命という図式に囚われている感がある秦の「仮説」そのものが誤っていただけの話だが、この「仮説」自体、藤田元会長をはじめとした中帰連のメンバーの冒瀆に等しい。

「物理的な脅迫や暴力はなかったようだが、長い拘禁生活下で心理的脅迫や暴力にさらされて吐き出した告白を、そもそも『謝罪』と呼べるのだろうか」と、強い疑念を持ちつづけ、元戦犯たちの大半が、心の大きな葛藤を経て、認罪と自己批判をおこない、悔い改め、改心したことを、どうしても認めようとしなない。「撫順の供述書は、真偽、虚実が混交して見分けのつきにくい代物」との判断をくだし、戦犯供述書の歴史資料としての信憑性は疑わしいとの自説を補強する目的でか、上述の田辺と同様、秦も元戦犯の一人、偽国「満州」ハルビン高等法院次長(判事)であった横山光彦(一九〇一〜没年不詳)の著作『望郷 元満州国裁判官の抑留刑記』(一九七三年、サイマル出版会)から、中国側の取り調べがいかほど苛酷だったのか(自殺未遂者もでた)を描いた箇所

から引用する(9)。

つまり、田辺・秦の両名は「資料」の扱い方という面において、まったく同じレベルだということになる。五〇年代から六〇年代にかけて中国から戻った元戦犯たちは、連日のように公安警察から尋問され、就戦することもままならず、社会からは「洗脳者」というレッテルが張られたという。撫順戦犯管理所から五六年七月に帰国した元憲兵の土屋房雄さん(一九一一年生まれ)は、「戦犯の実録 半生の悔悟」と題する手記を『朝日新聞』(八四年八月五日)に発表した。元憲兵の親陸団体、「東京憲友会」の会報(八四年九月一〇日)に「憲友の或る出版物を駁す」という土屋さん批判の文書が載り、土屋さんは「洗脳された日本共産黨員」と誹謗された。「洗脳されっぱなしの者が、脱洗脳者を洗脳されたと呼んでいる」のだ(10)。今日、元戦犯たちの供述書の信憑性を疑問視し、「洗脳」の一言で葬り去ろうとする人々は、敗戦時から現在まで、何一つ学ばなかった単純思考の持ち主ということにもなる。そして、田辺・秦の二人に共通するのは、人間が内省し、自己の犯した罪業を悔い改め、「鬼から人間へ」と改心する可能性を真っ向から否定しきっており、人間に対する信頼感というものが、完璧に欠落しているところにある。

元戦犯たちの手による次の文の深意を理解する感受性も想像力も、この二人は持ち合わせていないだろう。侵略戦争に、私たちは青春のいのちを賭けて参加した。それが過と知り、被害を受けた人々の苦しみや、悲しみの深さが身にしてみたからには、謝罪は同様にいのちを賭けてやらねばならないことである。じっさいに私たちの真理に忠実ならんとする思想改造は、いのちがけであったのだし、また、けっして終わりがあつた性質のものでもないし、これからもこれで生きていくつもりである。へ人間」という誇りある言葉に恥ずかしくないように。(11)。

秦教授が、「最も重視しているのは、何よりも正確な事実の確認作業」であり、それは「政治的イデオロギーに奉仕するものであってはならない」と極めて正当なことも記している。だが、それを自分自身ではたして実践しているのだろうか。国家主義的歴史観の浸透にとっても明らかなマイナス要因をなす極端主義、渡部昇一(上智大学教授)や中村繁(獨協大学教授)などに代表される「悪しき修正主義史観」を秦は確かに批判する。そのように「中立性」を装う秦教授だが、実は「自由主義史観研究会」や自らもその賛同者になっている「新しい歴史教科書をつくる会」の走狗なのではないかと思われる。というのは、兵士用性的「慰安」施設と日本国(日本軍)

との関係で、国家主義的論者たちが絶えず口にする「文部省食堂論」、その愚説について、「私が『諸君』の九年一月二号で、このたとえ話を持ち出した」と「自慢げ」に述べているからである(12)。

三、「洗脳」は「左翼体制」のみの特権か

「オウム真理教」の犯罪が発覚し、日本のマスメディアを連日賑わしていたころ、何人もの俄「コメンテーター」が、「オウム教団」による信者のマインド・コントロールは、ナツイスのそれと同じと連発した。確かにその通りだ。だが、なぜ遠方ばかりに目を配り、自分の足元をみようともしないのだろうか。「オウムと戦前・戦中の皇民化教育はそっくりだ」という発想が、なぜこんなにも生まれにくいのだろうか、首を傾げざるをえなかった。その答えは歴然としているように思う。自国の「負の歴史」が、若者たちにはほとんど教えられていないこと、それがその主因ではないだろうか。過去の史実をほとんど知らされていない者は、過去を反省し、〈過去の克服〉を試みようとする気持ちも、摘み取られている。そして、アジアの隣人の心を傷つけるような発言を、今でも平気で発する。

日本がその「戦後五十年」を迎えるにあたって、国会で「不戦決議」を採決すべきとの提案をした国会議員(社会党の村山富市や新進党の羽田孜)が一方におり、そのような「屈辱的」決議採決は断固阻止せねばならないとする国会議員(自民党の「終戦五十周年国会議員連盟」二一〇名や新進党の「正しい歴史を伝える国会議員連盟」四一名)の動きが他方にあった。その当時、九四年五月ごろからの約一年間、様々な民間組織のあいだでも「不戦決議」についての賛否両論があった。

中帰連は九五年の三月末、衆参両院の議長と各政党の代表者に「要請書 国会で不戦決議を」を送り、「侵略戦争の反省と、関係諸国民への謝罪」などを求めた(13)。そのような中帰連の活動についてもっと詳しく知りたいと、中帰連事務局長の高橋哲郎さん(一九二一年生まれ)の聴き取りをさせていただいた。

四四年に入隊した高橋さんは、陸軍第五十九師団司令部附属の宣伝班の仕事をし、八路軍の兵士に降伏を呼び掛けるビラ作成などに従事したという。四五年八月当時、朝鮮半島北部で要塞の構築をやらされていた高橋さんは、そこでソ連軍の捕虜となり、シベリアへ連行された。そして、撫順の戦犯管理所へ移されて、そこで六年を過ごした。

それまで話をする機会のあった中帰連の元戦犯たちは、こぞって反天皇制の立場を強く表明していたので、戦犯時代にかなり「洗脳」されたのではないだろうか、実は筆者も考えていた。率直にその疑問を高橋さんにつづけた。

「学校に通っていたころ、それから陸軍に入隊してからも、徹底的な洗脳教育を受けました。ですから、大和民族の優越性を疑いもしませんでした。大和民族は他のどの民族よりもはるかに優秀だと思っていたので、中国人に対するどんな酷い仕打ちでも平気でやれました。撫順の戦犯管理所へ移されたとき、死刑になるだろうという大きな恐怖心がありましたけど、中国人はわたしたちを人道的にあつかってくれました。強制労働に行かされたこともなければ、ひどい思いをしたこともありません。極刑になった者は一人もいません。撫順にいた六年の間、新たな洗脳を受けました。そのお蔭で自分の意識を高め、まともな歴史観がもてるようになりました。

日本人もアジアの人々と共通の歴史認識を持たなければなりません。戦犯にもならず、南方や中国の戦地からそのまま、すんなり日本へ帰ってきた人、この人たちが問題なのです。戦時中に自分が何をしてきたのか、それを考える余裕すらなかったからです。事実を事実として

みれば、ああいうこと、奥野のようなことはいえないはずです」(14)。

現在も奥野誠亮を筆頭とする百名を超える超国家主義的な国会議員たちは、「明るい日本・国会議員連盟」(一九九六年六月結成)などに結集し「健在」である。本論で取り上げたような「研究者」や「大学教授」も、忠実の否定を試みるその「戦列」に加わっている。過去に目を閉ざし、二言目には「国家の誇り」などと叫号する彼らこそ、洗脳Ⅱマインド・コントロールが解けていないのだろう。史実をいつまでも隠し通そうとする態度は不誠実であるばかりか、あまりに時代錯誤的であって、国際社会の失笑を買っている。

体験した史実を語り継ぎ、誠実に〈過去の克服〉を遺り遂げようと奔走する高齢の日本人元戦犯たち、中帰連や不戦兵士の会の会員たちを、歴史的事実を認めようともしない論者たちが、「洗脳されている」などと誹謗するのは、まったくの筋違いである。過去を直視する元兵士の老人たちこそが、「日本の誇り」をほんとうに見据えており、国際社会においても高い評価を受けている。

自国の「負の歴史」、つまり日本軍によるアジア侵略の史実について、歴史教育などで学ぶ機会を若者たちから奪い、その侵略の歴史を正当化・美化しようとする動

きが顕著である。右派の要求に屈伏し、教科書から「従軍慰安婦」や「三光作戦」などの削除を採決した県議会は、九八年六月末現在、八県議会になった(15)。「自由主義史観研究会」や「新しい歴史教科書をつくる会」の教育内容への介入、侵略戦争正当化(賛美)の文書が少なくない『正論』や『諸君!』などの雑誌、黒を白といくるめるような映画『プライド 運命の瞬間』の上映、あるいはいっさいの自己批判を欠き、「受動的戦争論」(16)を唱える元軍人による著作、元大本営参謀の瀬島龍三の近著『大東亜戦争の真相』などの発行。

「言論の自由」という傘に譲られ、日本国による戦争加害を隠蔽しようとする動きは、大手を振って罷り通っている。そのことを「民主主義社会の熟成度」と勘違いしている者もいるが、そのような社会現象は、民主主義社会の熟成度の高さを示す指標などでない。そのような動きは危険であるばかりか、その犯罪性も極めて甚大である。その抑止力になっている平均年齢七七歳の中婦連の活動家たちは、やはり「日本の誇り」である。

四、〈皇軍〉の性犯罪

日本軍「慰安婦」問題との関連で、国家の責任を否認

しようとする論者たちは、「強制連行があったという事実」は、ただの一件も確実な証拠によって証明されていません」(17)。「軍(国)に法的責任があるとすれば、募集にさいし官憲による組織的な強制連行があった場合だが、それを実証する客観的な証拠は見つかっていない」(18)などと唱えている。

鈴木啓久(一八九〇〜一九八二)は陸軍第百十七師団の師団長であり、中将まで昇進した高級幹部の軍人だったが、まずその鈴木供述書からみよう。

四一年：「私ハ巢県ニ於テ慰安所ヲ設置スルコトヲ副官堀尾少佐ニ命令シテ之レヲ設置セシメ、中国人民及朝鮮人民婦女ニ〇名ヲ誘拐シテ慰安婦トナサシメマシタ。」

四二年：「日本侵略軍ノ蟠居スル所ニハ私ハ各所(豊潤、砂河鎮其他二、三)ニ慰安所ヲ設置スルコトヲ命令シ、中国人民婦女ヲ誘拐シテ慰安婦トナシタノデアリマス。其ノ婦女ノ数ハ約六〇名デアリマス。」

四四年：「日本侵略軍ノ蟠居地ニハ、私ハ所謂慰安所ノ設置ヲ命ジ、中国並ニ朝鮮人民ノ婦女ヲ誘拐シテ所謂慰(安)婦トナシタノデアリマシテ、其ノ婦女ノ数ハ約六〇名アリマス」(19)。

「慰安婦」にされた女性たちが、任意で日本軍の性奴

隷になったわけではなく、軍隊（上官）の命令に基づいた強制が存在したことは、〈誘拐〉の一言によって証明されている。

「慰安所」の設置に日本の官吏が直接関与したむねを供述しているのは、偽「満州国」の司法官であった中井久二（一八九七～一九七四）である。

三十九年五月：「日本軍部隊ノ要求ニ基キ、兵士慰安ノ妓楼ニ、使用スル為、金三万円ヲ以テ、建物一棟ヲ建設シテ、之ヲ貸与シ、日本帝国主義軍隊ヲ援助シマシタ」⁽²⁰⁾。

そもそも「慰安所」設置の一つの動機は、強姦防止対策にあったが、各地に「慰安所」が設置されてもおお、日本兵による強姦は多発した。

「中国婦人ニ対スル強姦事件（…）ヲ諸所ニ起シテ重大ナル罪惡ヲ犯シマシタ。（…）中国婦人ニ対シテ凌辱的行為ヲ敢テシタ者モ少クアリ「マ」センデシタ。」

四五年一月「抗日団彈圧行動中、某部落ニ於テ五十歳位ノ中国婦人一名ヲ強姦シタノデアリマシタ。又同年五月、（…）行軍中、兵一名ガ其附近部落ニ於テ中国婦人一名強姦シマシタ。」

「師団湖北省駐屯間当陽二ハ、日本人経営ノ慰安所ガ従前ヨリ設ケラレ、日本軍隊ノ慰安ニ供セラレテ居マシ

タ。師団ハ之ガ経営ヲ支援シマシタ。当慰安所ニハ中国婦人十数名ガ日本帝国主義ノ侵略戦争ニ依リ、強制的ニ収容セラレ、賤業ニ服シテ居タノデアリマス。」⁽²¹⁾。

これは第三十四軍に属した第三十九師団の師団長、中将であった佐々眞之助（一八九三～一九五九）の証言である。

アジア各地で〈皇軍〉が犯した性犯罪は甚大である。未だに公認したこともない国家の戦争責任から何とか逃れようと、日本政府は元「慰安婦」たちの補償に代わる代替措置として、「一億総懺悔」論的な「女性のためのアジア平和国民基金」（九五五年七月発足）による「見舞金」構想で「お茶を濁そう」としている。だが、そのような対応を国際社会は容認しないだろう。日本政府が自らの手ですべての日本軍性奴隷制関連資料を開示して歴史的真相を究明し、被害者である女性たちに心底からの謝罪をおこない、国家による個人補償がなされないかぎり、「慰安婦」問題は未決の戦後処理問題として確実に残る。

五、〈皇軍〉のBC戦争：毒ガス戦と細菌戦

日中全面戦争が勃発して間もない三十七年七月二八日、

日本軍參謀總長、皇族の閑院宮載仁（一八六五—一九四五）は、科学兵器（C兵器）の使用許可命令をだした。

「適時催涙筒ヲ使用スルコトヲ得」㉔。〈催涙筒〉とは催涙ガス（「みどり筒」）のことだが、大量に吸い込むと死亡することもあるくしゃみ性・嘔吐性の毒ガス（「あか筒」）も、日本軍は中国戦線での「肅正討伐作戦」で大量に使用した。

まず、鈴木啓久の供述書からみよう。

四〇年九月：「宣城侵略作戦ニ参加シマシタ時、（…）抗日国民党軍ノ旁系軍約五〇名家屋内ニ撤退セルヲ発見致シマシテ、私ハ第一大隊長角田少佐ニ毒瓦斯攻撃ヲ命ジ其全員ヲ惨殺致シマシタ。」

四二年四月：中国共産党軍の「八路軍ガ魯家峪附近ニ秘匿陣地ヲ有シテ居ルコトヲ知り、（…）直チニ『徹底的に掃蕩セヨ』ト命令シマシタ。（…）魯家峪ニ於テノ洞窟攻撃ニ際シ毒瓦斯ヲ使用シテ八路軍ノ幹部以下百名ヲ惨殺シ、（…）魯家峪部落附近ノ山中ニ避難セル中国人民ノ農民二三五名ヲ、中ニモ妊婦ノ腹ヲ割り等ノ野蛮ナル方法ヲ用ヒテ惨殺シ、魯家峪部落約八〇〇戸ヲ焼キ尽シ、（…）且ツ婦女ノ強姦百名ニモ達シタ」㉔

日本軍の「燼滅作戦」によって一二三七人もの村民が虐殺され、「三光政策の村」として本多勝一が紹介した

潘家峪村㉔からほど遠からぬところにこの魯家峪村はある。四二年に入ると、日本軍の掃討はいっそう熾烈を極め、四月一日から「冀東作戦」（冀は河北省の別称）が展開されるが、魯家峪はこの作戦の主要な目標の一つであった㉔。

共産党軍の覆滅をめざして北支那方面軍は四二年五月から「冀中作戦」を開始した。第一百師団の師団命令は、「本作戦間各部隊は努めて機会を求め地下壕の戦闘に赤筒及緑筒を使用し、其の用法を実験し作戦終了後所見を提出すべし」という内容であり、その命令に則って日本軍は、この侵略作戦に参加した各大隊に出発前、「毒瓦斯赤筒、緑筒を与へ此の侵略作戦間努めて機会を求め特に地下壕の戦闘に之を使用して其用法を実験し」た。

五月二七日：「赤筒及び緑筒の毒瓦斯を使用し、機関銃の掃射と相俟って八路軍戦士のみならず、逃げ迷ふ住民をも射殺しました。又部落内を『掃蕩』し多数の住民が遁入せる地下壕内に毒瓦斯赤筒、緑筒を投入して窒息せしめ、或は苦痛のため飛び出す住民を射殺し刺殺し斬殺する等の残虐行為をいたしました」㉔。

これは陸軍第五十九師団歩兵第五十三旅団の旅団長で、少尉であった上坂勝（一八九二—一九八二）の証言であり、この「掃蕩」作戦があった村は、定県北瞳村である

(27)。上述の佐々眞之助も、「各歩兵部隊ハ攻撃戦闘間毒瓦斯ヲ用ヒ、砲兵ハ瓦斯彈ヲ発射シ重慶軍隊ニ損害ヲ与ヘマシタ」(28)と述べている。

四二年四月に新設された第五十九師団の歩兵五十四旅団長で少尉であった中島勤(一八八八—一九六〇)も、毒ガス使用について証言している。

四二年七月：「萃蕪県九頂山附近ノ討伐ヲ行ツタ時、八路軍ヲ逸シタコトヲ居民ガ八路軍ニ内通シタコトト、推断シ報復ノ目的ヲ以テ瓦斯彈(クシャミ性)三発ヲ歩兵デ発射シ、平和人民老幼十五名ヲ殺害シマシタ」(29)。

このような「報復措置」としての無関係な一般住民の殺戮は、ナツイス軍もそのパルティザン対策として、頻繁に実行した。あるいは戦争捕虜の虐殺もナツイス軍が好んでおこなった国際法違反の蛮行であった。ナツイスは毒ガスを実践では使用していないものの、その殺戮工廠(絶滅収容所)で大量の人間を毒ガスによって殺した。一八九九年の「ハーグ条約」によって毒ガスの使用は禁止されたものの、日本の「皇軍」もドイツの「国防軍」も、その国際条約を順守する気など毛頭なかった。

偽「満州国」の憲兵訓練処長で少尉であった齋藤美夫(一八九〇—一九七三)は、ソ連軍の捕虜となり、細

菌兵器の準備と実行を裁いた四九年(齋藤供述書にある四八年は誤り)のハバロフスク裁判の証人となった。その齋藤の供述書に、毒ガスや細菌兵器に関する言及は少なくない。

「一九四〇年四、五月の候、日本陸軍技術本部並習志野瓦斯学校合同試験班が毒瓦斯砲弾効力試験を北黒線地区に於て実施しました。此際関東東軍作戦命令に基づき、私は警務部長として右試験場特別警戒の為、憲兵将校以下約六〇名を差出し、又憲兵隊留置中の嚴重処分に該当する中国人約三〇名を該試験団に引渡すべき工作を司令官命令を以て示達しました。(…)細菌毒瓦斯兵器は国際法に於て厳に禁止する事項でありまして、右行為は国際法違反行為たることを確認致します」(30)。

確認されているかぎり、日本軍は中国で二〇九一回も毒ガス兵器を使用し、その被害者数は九万四千人、そのうち一万人ほどが死亡したといわれる。しかも、二百万発(日本政府発表七〇万発)もの科学兵器を日本軍は敗戦時に中国に放棄した。そのため、中国では未だに被害者が続出しており、日本政府に対し中国政府は、毒ガス兵器の廃棄処理を九〇年から求めている。「他の締結国の領域に遺棄した科学兵器を破棄する」との義務が明記された「科学兵器禁止条約」が九三年に締結され、日本

政府も九五五年に同条約を批准した³¹⁾。日本軍による中国大陸における毒ガス弾の破棄とその処理問題も、未決の戦後処理問題となっている。

日本軍が致死性毒ガスを実践で使用したことを、日本外務省は「公式な記録がない」と否認している。だが、九八年六月に公開されたB C級戦犯裁判資料がある。四二年一二月に湖北省の戦闘で毒ガスを使用したとの罪状で、無期懲役を宣告された日本陸軍連隊長の資料がそれに含まれている³²⁾。また、毒ガスの大量製造がなされていた広島県竹原市忠海町の大久野島。その工場で毒ガス製造に従事した老齢の元徴用工たちも、後遺症に悩まされている。中国のガス弾遺棄問題同様、これも未決の戦後処理問題である。

今回発表された日本人戦犯の供述書のうち、細菌戦部隊関係者でソ連軍の捕虜となり、ババロフスク裁判に出廷し、後に中国へ移管された戦犯たちの供述書は、実はすでに日本で紹介されていた。北京の中央檔案館編『細菌戦与毒気戦』（一九八九年、中華書局）という資料集にそれら供述書の中国語訳が掲載されているが、江田憲治他編訳『証言人体実験』（一九九一年）と江田いづみ他編訳『証言細菌作戦』（一九九二年）という三部作（同文

館）にそれらの供述書は載っている。齋藤美夫の供述書『証言人体実験』（二二一〜二ページ）に、また鈴木啓久の証言は『証言細菌作戦』（二七四〜五ページ）に掲載されている。

鈴木が旅団長であった第百十七師団は、華北北東部の山東省でコレラ作戦（B兵器）を実行した師団でもある。四四年一月：「私ハ歩兵部隊ガ林県南部地区ヲ侵略シタル後、其ノ地ヲ徹底スルニ際シ、防疫給水班ヲシテ三、四ノ部落ニ虎疫菌ヲ散布セシメマシタ。之ガ為メ其後同県内中国人民ニ虎疫患者百名以上ヲ出シ、死亡者モ亦多数アツタトノ報告ヲ受ケマシタ」³³⁾。

憲兵であった齋藤美夫は、「特移扱」についての証言をおこなっている。「特移扱」というのは、逮捕者を人体実験の「材料」（マルタ）として、七三一部隊に移送することである。かなり長文だが、齋藤供述書から引用する。

「一九三八年一月二六日、関憲警第五八号をもって石井細菌化学部隊と関係ある憲兵隊司令部命令を受領しました。私は、石井部隊が憲兵隊より引渡す人員を其細菌化学試験に充当するものなることを察知しました。私は右命令に基き処置をとりましたが、当時如何なる手続を経て何名の人員を石井部隊に引渡したるや等、其具體的

情況を記憶致しませんでした、こゝに其供述をなし得ませぬことは誠に申訳なき次第であります。細菌化学試験に充つる中国人を憲兵隊が石井部隊に引渡したことに就いては、一九三八年新京憲兵隊附として在職した憲兵少佐橋武夫が、一九四八年ハバロフスク国際裁判法廷に証人として証言したることにより、之れを確認する次第であります。細菌化学試験に関する前記命令に基いて、私は新京憲兵隊長として之れに対する処置を施行したのに相違なく、従つて私は石井細菌化学部隊の試験工作に封帛助協力して国際法規に違反し、非人道極まる罪行を犯したことにつき、茲に謹んで謝罪する次第であります。

(…)

一九三九年八月八日、関憲作命第二二四号を以て河北より石井細菌化学部隊に引渡すべき中国人九〇名を哈爾濱、及孫呉に押送すべき関東憲兵隊司令官命令を下達しました。この命令は関東軍作戦命令によるものでありまして、私は警務部長として第三課に命じて命令案を起草せしめ、司令官命令として下達したものであります。命令内容の要旨は左の如くであります。『憲兵教習隊平野中佐は、附属人員憲兵約三〇名、及看護下士官一を指揮し、河北より押送し来る中国人九〇名を山海関に於て河北押送者より受領し、之れを孫呉に押送し、中哈爾濱に

て三〇名を残余を孫呉に於て夫々石井部隊受領員に引渡すべし。』私は、当時被押送中国人は石井細菌化学部隊に於て実験用に供すべき事を承知の上、押送引渡業務を事実上指揮して、石井細菌部隊の化学実験の下に中国人を虐殺する工作に協力致しました⁽³⁴⁾。

七三一部隊による人体実験について、憲兵としてそれに関与した体験者がこれだけ赤裸々に告白すれば、「記憶の暗殺者」たちは戸惑うだろう。七三一部隊の「細菌兵器は実用兵器として関係したのか」との疑問を秦教授は提示し、それに「ノー」と答える。そして、「隊長の石井四郎は大プロシキを広げて科学知識にうとい陸軍首脳から膨大な予算を引きだした大型詐欺師」⁽³⁵⁾と責任問題を曖昧にする。

南京大虐殺事件と同様に、七三一部隊（関東軍防疫給水部）の関連でも、またしても問題の摩り替えをおこなひ、七三一部隊での細菌兵器の開発や人体実験・生体解剖などの全責任を部隊長の石井四郎（一八九二―一九五九）一人に負わせようとする。どうやら「皇民化」教育による「洗脳」が未だに解けておらず、強烈な天皇崇拜主義者⁽³⁶⁾でありつづけると考えざるをえない秦は、それを通して昭和天皇の免責を図ろうとしているのである。

関東軍指導層がその設置を求めた防疫部に関わつて、

まず陸軍大臣と参謀総長が連名でその新設を天皇に「上聞」し、三六年五月三〇日の軍令陸甲第七号によって関東軍防疫部が新設された。軍令とは天皇の命令にほかならない。生物学者であった昭和天皇が、関東軍防疫部の内容をよく知らずにその処置を認可したとは考えにくい(37)。しかし、「昭和天皇はせいぜい細菌防御の研究と理解した」(38)と秦は推定し、あくまでも天皇の責任を不問に付そうとする。

七三一部隊が研究・開発していた細菌兵器は未完成であったとする秦教授の認識は、日本軍の責任否定を試みた「恍惚」だろう。原始的な方法ではあったが、七三一部隊員が実践ではじめて細菌を使用したのは、三九年五月から九月までつづいた日ソ両軍の国境紛争、日本軍が大敗を喫したハルハ河畔のノモンハンでの戦闘においてであった。

四九年一二月のハバロフスク裁判で、関東軍防疫班の教育部長であった西俊英は、事務引継ぎに際して「細菌兵器ヲ使用シタコトニツイテノ書類ヲ発見」し、「決死隊ガ(ハルハ)河ヲ汚染シタ」むねを証言している(39)。もっとも、このソ連側資料の信憑性そのものも、ノモンハンで細菌兵器が使用されたことも秦教授は疑っている(40)。

石井四郎をはじめとした七三一部隊関係者を東京裁判で追求しないことを条件に、細菌戦・人体実験関係の資料すべてをアメリカ側は独占入手し、アメリカへ持ち帰った。その七三一部隊関係資料は、すでに五〇年代後半に日本へ返還されている。返却後、それは外務省復員局に渡され、そこから防衛庁に移管、同長の戦史資料室に保管されたことになっている。だが、七九年一二月に国会でこの資料の行方を追求された防衛庁防衛局長は、「七三一部隊と細菌戦の関係を示すような資料は存在しない」と答弁した(41)。七三一部隊による様々な「研究」データなどが、実際には存在しているはずだが、政府はその真相を国民の目から覆い隠そうとしている。そのこともまた、未決の戦後処理問題である。

六、〈皇軍〉の阿片戦略

一九一二年のハーグ阿片条約と二五年にジュネーブ阿片条約を経て、三一年に「麻薬の製造の制限および分配締に関する条約」が締結され、同条約を日本国も調印・批准した。一九世紀に大量の阿片を中国(清朝)に輸出していたイギリスは、中国が阿片禁輸措置をとったため、一八四〇年から四二年に阿片戦争を引き起こした。

間違いないイギリスの阿片貿易は非道德的であったが、当時は「国際法上は合法的」だった。一一年五月に英清阿片協定が締結され、一七年からイギリスは阿片の輸出を停止した。ところが、軍費を捻出しようと張作霖 (Zhang Zuolin, 一八七五―一九二八) は一七年から中国東北地方の阿片解禁政策を実施し、熱河省や吉林省東部でのケシ栽培を奨励した。

一一年一〇月の辛亥革命で清朝は滅亡し、一二年に中華民国が成立するが、初代大統領の袁世凱 (Yuan Shikai, 一八五九―一九一六) も阿片政策で従来の方針を踏襲した。財政基盤が脆弱でありながらも、膨大な軍事費を必要とした日本帝国は、阿片密輸のもたらす利益に目がくらみ、二〇年代以降、国際条約に違反して阿片・モルヒネ類を大量に中国へ密輸した。日本国内では一八七五年から阿片専売制が施行され (ケシ栽培は和歌山県と大阪府に集中)、同時に外国からの阿片流入が極力阻まれた。国内で阿片・モルヒネ類の生産・配付を管轄したのは内務省であり、三八年以降は新設の厚生省がそれを取り仕切った。また、植民地や占領地では台湾や朝鮮の総督府、興亜院 (三八年設立) ↓大東亜省 (四二年設立)、それに軍部が阿片政策にかかわった。つまり、国家ぐるみで当時の日本国は、麻薬密売という国際

法違反を犯していたことになる⁴²⁾。

一八九五年四月から日本の植民地となった台湾、あるいは一九〇五年九月から日本の租借地となった遼東半島南西端の関東州、また三二年三月に日本が「建国」した偽国の「満州」など、〈大日本帝国〉の領土に組み込まれたそれらの地域において、モルヒネやヘロインを売る日本人麻薬密売人が暗躍した。中国において「日本人程多く、阿片、モルヒネ密売関係者はない事実」に接する (…)。モルヒネ他麻酔毒物の関係者の八、九割は日本人 (「菊地西治『阿片問題の研究』、一九二八年、国際聯盟協会) という状態があった。総督府が阿片政策を管轄していた台湾や朝鮮とは異なり、関東州の植民地当局は阿片専売制をおこなわず、それを関東軍とのつながりがある特定の個人 (例えば司令部附の通訳) や団体に委任した。一応は阿片専売制がしかれた偽「満州国」では、ごく一部の地域 (熱河省や吉林省の一部) に限ってケシ栽培が許可された。阿片事業から莫大な利益をえていた軍部は、それを秘密工作資金に使い、中国本土への軍事進出を図った。日中全面戦争勃発直後の三七年秋、中国北部の蒙疆 (内モンゴルと華北の一部) が日本軍の支配下に入った。そこに三つの「自治政府」 (傀儡政権) が作られ、三九年九月に合同し、「蒙古聯合自治政府」 (蒙

疆政権」と称せられた。偽「満州国」への原料阿片の供給という面で、蒙疆地区は重要な役割を担った(43)。

阿片戦略という国家的犯罪にかかわったのは軍部のみならず、中国在留の一般日本人もそれに関係した。それを師団長であった佐々眞之助の供述書からみよう。

「師団が湖北省駐屯間、当陽ニ青屋ト称スル日本人経営ノ料理屋ガアリマシタ。(…)師団ノ支援ノ下ニ経営シ日本将兵ノ慰安ヲ供用シテ居タモノデアリマス。青屋ノ主人ハ師団御用商人デアッタノデ、各部隊需要ニ応ジ野菜等ヲ師団ノ威力ヲ背景ニ利用シテ、中国人民ヨリ安価ニ収買シテ各部隊ニ供給シ、中国人民ヨリ利益ヲ搾取シ、又阿片商人ナリシ由ナルヲ以テ入手シタ阿片ヲ其吸飲者ナル中国人ニ其悪癖ヲ利用シテ高価ニ密売シテ莫大ナ利益ヲ奪取シテ居タ悪徳商人デアッタト思ハレルガ、師団ハ此行為ヲ黙認シテ居タ訳デアリマス。之等莫大ナ収益ノ分前トシテ、青屋ハ日本軍將兵ノ慰安費ヲ低廉ナラシメテ居タト認メラレマス」(44)。

三八年から江蘇省蘇州特務機関長となり、憲兵隊や日本領事館とも連携しつつ、様々な裏面活動にあたった長島勤の供述書にも阿片政策に関わる言及がある。

「担任区域内各県ガ上海ノ戒煙総局(阿片行政を司る機関、注)ヨリ阿片ヲ購入スル場合ニハ其ノ請求書ニ特

務機関長ガ承認捺印ヲ必要トスルコトニナツテイマシタ。私ハ之ヲ徹底シテ要否ヲ検討スルコトナク捺印シテ承認ヲ与ヘマシタ。(…)顧ミレバ中毒者以外ノモノモ多数毒セシコト、今更私ノ罪行ノ重大ヲ認メマス。」(45)。

東京帝国大学法学部卒で大蔵省入りした古海忠之(一九〇〇〜一九八三)は、三二年に同省から偽「満州国」へ派遣された。傀儡国家「満州」の行政権を行使する國務院総務庁次長兼企画局長という役職を四一年一月から遂行した古海は、偽国「満州」で日系官吏のナンバー・トゥーの地位にあったとされ、強力な権限を發揮できる立場にいた。偽「満州」における阿片政策の目的が、関東軍の財政収入確保とその工作資金の捻出、また反日勢力の弱体化にあったことを、古海の陳述書は裏付けている。

「一九三三年二月、関東軍ガ亜片産地タル熱河省ヲ侵略スルト同時ニ、亜片政策ハ財政収入確保ノ緊急必要ヲ理由トシ、早クモ採用セラレルコトニナツタ。(…)三月中旬、全満ノ亜片栽培ヲ禁止シ、亜片ノ栽培ハ熱河省ニ限定スル方針ヲ決定シ、亜片栽培ノ許可制、販売許可制、国家ノ完全収売等ヲ内容トスル専売法ガ実施サレタ。(…)斯クシテ専売制度ノ下ニ満州国ノ亜片政策ハ推進サレタ。(…)専売益金ハ次第ニ増加シ、(…)亜片ノ

栽培面積が増加シテ、産量が上ツタ事ハ言フ迄モナイ。

(…) 国民心身ノ弱廢虚脱ヲ通ジテ反日本帝國主義的勢力ノ弱化ヲ、財政収入ノ増加ト言フ商品附デ亜片専売制度ハ遺憾ナク取得シテ居タノデアル。(…)

一九三七年ノ中頃ニナツテ阿片断禁ノ叫声ガ起ツタ。

(…) 関東軍政府ト雖モ傾聴シナイ訳ニハ行カナイ。(…) 滿州国亜片断禁政策要綱ナルモノガ決定サレタ。(…)

其ノ為贗性、偽装性ハ既ニ該要綱ノ中ニ明確ニ現ハレテ申ル。(…) 結局断禁總局ノ本質ハ、看板ヲ塗り換エタ専売署デアル。(…) 一九四一年ヨリ数次ニ亘リ亜片売下価格ヲ引上げ、特ニ一九四五年大幅ノ引上ヲナシ、物価調整資金ノ財源ニ充当ス。(…)

一九四一年十月末、滿州国ト独乙国間ノ貿易協定ニ基ク滿州側借款七百萬マルク(一部)決済トシテ、独乙側ノ要求ニ基キ亜片七噸(価格一兩三〇円)ヲ売渡シタ。」

(46)

ここに描かれたような阿片の侵略的利用を、ナツイスはおこなわなかつただろう。少なくともそれを示唆するような資料をみたことはない。偽「滿州」国がナツイス・ドイツに七トンもの阿片を売り渡したという事実は、古海の陳述書によつてはじめて知つた。その大量の阿片

をナツイスがどう利用したのか、それは検討を要することだが、推論を述べよう。四一年一〇月といえば、ナツイスが同年六月開戦の対ソ侵略戦を闘つていた真つ最中である。この戦闘でドイツ軍に多くの戦死傷者がでたが、戦傷を負つたドイツ兵の鎮痛剤として、阿片が使われたのではないだろうか。阿片の主成分はモルヒネだが、このモルヒネは戦場における必需品、貴重な医薬品(鎮痛剤・麻醉剤)である。ナツイスが偽国「滿州」から買った阿片を、侵略目的に利用したと実証できないかぎり、その阿片(モルヒネ)は戦傷兵の痛みを和らげる鎮痛剤として使われたと推定する。

古海はこの阿片政策を通して「民族ノ滅亡ヲ図」つた(47)と告白しているが、中国人民の殲滅 \parallel ジェノサイドこそが、日本帝國主義による阿片戦略の究極的目標であつたらう。

日本国をあげての国際法違反の国家的犯罪であつた阿片政策は、その関係資料を日本側が組織的に湮滅したため、東京裁判で取り上げられることもほとんどなく、事实上は免罪された。阿片政策にかかわつていた軍部や植民地官庁などは、日本の敗戦によつて解体されたものの、国内で阿片政策を担当した厚生省は、何らの責任を追及されることもなく生き残つた。そして現在も、厚生省は

阿片政策関係の資料類をまったく開示していない。これもまた、日本国が負う未決の戦後処理問題である。

七、抗日根拠地「熾滅・掃蕩」作戦Ⅱ「三光政策」

中国東北部（満州）駐屯の日本軍、関東軍は偽「満州国」の南端、万里の長城の北側に位置する熱河省に対する攻略戦を一九三三年二月から開始した。同年五月末の塘沽停戦協定によって熱河省は偽国「満州」に編入され、長城は「満州」の西南の「国境」となった。同協定によって長城の南側（冀東）に幅広い非武装地帯も設けられた。さらに中国北部（華北）の河北省、山東省や山西省なども日本の支配下におき、第二の「満州国」を作ろうという野心を抱いた日本軍は、三五年から「華北分離工作」を展開した。それは中国民衆による抗日救国運動を激化させ、中国国民党（一九一九年成立）の軍隊と中国共産党（一九二一年創立）の軍隊（八路军）が合同して、三七年に「抗日民族統一戦線」を結成した。日本軍の危機感はそれによって一層強まり、北支那方面軍は三八年一二月から四〇年三月にわたって「治安肅正作戦」を実行した。「支那赤化の防止」や「赤禍の駆逐」（防共）は、日中戦争の当初より、日本軍にとっての最

重要課題でありつづけた。だが、当時の日本軍はまだ「熾滅」（滅ぼしつくす）というような用語を使っておらず、それが使用されるようになるのは、実践で大量の毒ガス兵器が使われたのと同時期の四〇年秋ごろからであった。「三光作戦」という記述は、「明確な根拠」に欠け、「一方的」であり、そのような実態も存在しなかったのだ（48）、教化書からその言葉を削除するよう、「記憶の暗殺者」集団は求めている。「三光」という言葉を日本軍は公式に使用しなかっただろう。殺光（殺しつくし）、焼光（焼きつくし）、搶光（奪いつくす）を意味する「三光作戦」は、日本軍が熾滅・掃蕩・掃討・肅正・剔抉・剿滅・覆滅・殲滅作戦などと名づけ、主に八路军の抗日根拠地で繰り広げた国際法違反の残虐・非道な戦闘行為を言い表す中国側呼称である。

北支那方面軍司令部は「北支那方面軍状況報告」を四一年初頭に発表した。その前年の戦争遂行状況について、「共産軍ノ剿滅ニ就テハ各師団ノ寧日ナキ肅正討伐作戦ト其ノ根拠地区ノ掃蕩作戦トニ依リ其ノ戦力ニ相当大ナル打撃ヲ与ヘ得タリ」（49）と誇っている。四〇年八月から一二月にかけて、八路军はその総力をあげ、侵略日本軍に対する大反撃（「百团大战」）に打って出たが、そのころから日本軍は「三光政策」を実施するように

なった。そして、強烈な反共主義者であった岡村寧次大將（一八八四〜一九六六）が、四一年七月に北支那方面軍司令官として赴任し、その「三光政策」はさらに推進された。

日本と中国（清国）が朝鮮半島の覇権を争った日清戦争（一八九四〜五）で勝利した日本に、清国は台湾などを割譲した。その台湾での日本の植民地支配、とりわけ台湾原住民族（日本側呼称は「高砂族」）の統治政策に、実は「三光作戦」の原型があると考ええる。日本軍は「山岳平定工作」と称して、台湾原住民族の集落を鉄条網で囲い、多くの村々を焼き払い、投降を拒む人々を他の地域に強制移住させた。つまり、後に中国大陸で実行したのと同じく、村落の破壊・焼却と殺戮、投降しなかった村民の特定区域への囲い込み、それを日本軍はすでに台湾において「実験」した。また、台湾台中州で三〇年一〇月に起こった台湾原住民族による抗日蜂起、「霧社事件」で日本軍ははじめて毒ガスを使用した。

「三光作戦」とは、単に焼却・殺戮・収奪のみを意味するわけではなく、より具体的にC兵器（毒ガス）やB兵器（細菌）まで使用しつつ、中国人民の生存を不可能にするため、抗日根拠地を徹底的に覆滅する作戦であった。それは「ナチスのホロコーストに匹敵する日本軍の組織

的殺害・残虐行為、；ジェノサイド作戦であった」（50）である。

中国大陸で日本軍が繰り広げたその「三光作戦」が、実際どのようなものであったのか、師団長であった鈴木啓久の供述書を通してみよう。

四一年一二月下旬、「八路軍ノ活動極メテ活発デアル」河北省北東部の唐山地区へ移った鈴木は、「部下ニ対シ内要次ノ如キ命令ヲ下シ」た。

「此ノ地区ハ日本ノ中国ヲ侵略スル基点トナルノデア
ルカラ、我々ハ此ノ地区ヲ確保シ得ルト否トハ日本ノ中国侵略ヲ実現スル為メニ重大ナル関係ヲ持ツノデア
ルカ、我々ハ凡有方法ト手段ヲ尽シテ此ノ仕事ヲ完遂セ
バナラヌ。故ニ若シ日本軍ノ意図ニ背クモノアラバ徹
底的ニ覆滅シ、又物資ノ如キハナシ得ル限り日本軍ノ掌握
下ニ置カネバナラヌ」。そして、それに基づいて「最モ
残酷ナル『三光』政策ヲ採用」し、「大要次ノ如キ方策
ヲ実行スル様命令」した。

(イ) 八路軍ハ徹底的ニ殲滅スベシ

(ロ) 八路軍ニ属スル愛国工作員通信員、又ハ八路軍
トノ通謀者ハ悉ク剿滅スベシ (略)

(ハ) 前記愛国工作員等ヲ剿滅スル為メ必要ニ応ジテ
徹底的ニ剔抉肅正ヲ実施スベシ

(ハ) 八路军ヲ消滅スル為メ、又ハ其ノ活動ヲ阻害スル為メ、遮断壕及附属望楼ヲ構築スベシ

(ト) 長城戦附近二村以内ニ於テ八路军ノ根拠地トナリ、又ハ八路军ノ利用シ得ル所ノ住民ヲ悉ク追ヒ払ヒ、無住地帯トナスベシトノ北支方面軍司令官岡村寧次ノ命令ヲ嚴ニ実行スベシ⁽⁵¹⁾。

中国人強制連行・強制労働というと、一般的にそれは日本国内の一三五事業所で強制労働に投入された四万人弱の中国人のことだと考えがちだが、それよりもはるかに多くの中国人が、日本の「兵站基地」であった偽「滿州国」や中国国内で強制的に日本軍のために酷使された。それに関わる言及も、鈴木供述書にある。

四二年「九月下旬頃ヨリ一二月頃迄二巨リ、(…)八路军ノ活動ヲ阻止シ、或ハ殲滅スル目的ヲ以テ上巾四、五米、深サ二、三米ノ遮断壕及附属望楼ヲ左記ノ如キ地線ニ構築シマシタ。其ノ壕ノ全長約一〇九杆デ之レガ為耕地ノ損害面積ハ約八七二陌ニ及ブノデアリマス。(…)此ノ壕及望楼ヲ構築スルニ当リマシテハ、私ハ警備管内ノ中国人民ヲ強制的ニ徴収シテ構築セシメタモノデアリマシテ、之ガ為各県ニ其人員ヲ割り当て、或ハ工事担当部隊ヲシテ自ら徴収シ得ル如ク命ジテ為メニ極メテ残酷ナル方法ヲ用ヒ、強制徴収例ヘハ殴打拷問等ヲ用ヒテ徴

集スルガ如キコトカ多イノデアリマス。

此ノ工事ノ為メニ徴集酷使セラレタ中国人員ハ主トシテ中国人民ノ農民デアリマシテ、其ノ総数ハ約十万人ニ達スルノデアリマシテ、此ノ酷使サレテ居ル中国人民ニ対スル給養、宿営、衛生等ハ頗ル劣悪デ日当ヲモ与ヘズ、極メテ残酷ナル使用ヲナシタモノデ、之レガ為ニ疫病ニ罹ル者ガ多ク、之レガ原因トナリ死亡シタル人々ガ多数アルノデアリマスガ、殆ト意介スルコトモナキ為ニ其ノ犠牲トナリシ実数ヲモ全ク承知居ラズト云フ放漫サデアリマス⁽⁵²⁾。

旅団長の長島勤の供述書にも同じような記載がある。

「大多数ノ人民ヲ強制シテ長大ナル遮断壕ノ構築、望楼ノ修建其他兵器、弾薬、糧食等ノ軍需品ヲ運搬セシメ三年来コレ等ノ強制労役ハ五十万工日以上ノ中国人民ヲ奴役シマシタ」⁽⁵³⁾。

中国共産党(八路军)の根拠地(日本側の未治安地区、中国側の解放区)における人民の生存を不可能にするため、日本軍は徹底的な封鎖政策を実施した。幅六メートル、深さ四メートルが基準の「遮断壕」や幅一メートル、高さ二メートルの石垣、「封鎖線」が構築された⁽⁵⁴⁾。また、「望楼」というのは警戒のため要所に設けられた監視用の櫓である。日本軍はそれらを設置するため、大量

の中国人を無賃にて強制動員した。

四二年に入ると日本軍は長城沿いの地域において、「無住地帯」の設置、「無人区」化政策を実施した。約千キロメートルもの長城線上の南北、幅四キロメートルにわたって中国人を強制追放し、居住を禁じた(a)「無住地帯」、さらに耕作も禁じた(b)「無住禁作地帯」の設置、そして追い払った中国人を強制的に(c)「集団部落」(「人囲い」＝人圈)に囲い込む政策である(56)。原則として一五〇戸が単位の「集団部落」は、外界から遮断され、四方は高い塀で囲まれ、塀の上には鉄条網が張られ、塀の四隅にはトーチカが築かれ、数十メートル置きに見張り台があり、一か所のみ出入口はつねに監視された。また、そこに強制居住させられた人々は指紋押捺を強要された証明書の所持を義務づけられ、日本軍が毎年のように発動した「青田刈り掃討」によって、民衆の生存条件は徹底的に破壊された。

鈴木 の供述書にもあるように、この「集団部落」や「遮断壕」を構築するため、数十万人の中国人が無賃にて強制動員され、その犠牲者数さえ不詳である。その「集団部落」では食糧や衣類が徹底的に不足しており、餓死・凍死や伝染病の蔓延などによって、多くの死者がでた。「集団部落」の内実は、小規模な「強制収容所」にほか

ならなかった。

華北地域で日本軍が設置した「無人区」の面積は、約一五〇〇平方キロメートルにもおよんだ(56)。また、居住地から追放された中国人の一部は、日本の「兵站基地」であった東北(偽「満州国」)へ連行され、そこで強制労働に投入されたが、華北の抗日根拠地からだけでも二五〇万余人が「満州国」へ連行されたという(57)。華北における八路軍根拠地での被害は、将兵の戦死者を除いても、少なく見積もって二四七万人以上とされている(58)。

だが、この「無人区」化対策が実行されたのは、長城の南側、華北のみであったわけではない。その中国人殲滅政策は長城の南北、つまり北支那方面軍(華北)と関東軍(偽「満州国」)の協力のもとに推進され(59)、この「無人区」化対策は(皇軍)総体の犯罪体質を具現したといえるのではないだろうか。

「無人区」政策がもっとも苛烈に遂行されたのは、長城の北西、偽「満州国」に編入された熱河省の興隆であった。偽国「満州」において、「集団部落」の建設は三三年より開始され、三九年末には一万三四五一か所を数える「集団部落」があったという(60)。興隆県での四二年と四三年の犠牲者数は、殺害・入獄死・病死・餓死・凍死など五万五四〇〇人にのぼり、総人口の三分の一を超え

る三四パーセントにも達した。四四年までに興隆県の土地の四〇パーセント以上が「無人区」化され、全県の耕地面積の同率が「無住禁作地帯」となり、二千余の村々が破壊され、全県人口の八〇パーセントを超える一百万以上の人間が、全体で二二二二あったという「集団部落」へ追い込まれた⁶¹⁾。

また、興隆県で日本軍に捕らえられた中国人のうち、一万五〇〇〇ほどは偽「満州国」へ連行され、日本資本が経営する鉱山や製鋼所などで強制労働に投入された⁶²⁾。そして、それら強制労働者の多くは、貧乏な食料と劣悪な労働条件のもとで死亡し、興隆へ帰還することにはなかつた。

九、偽「満州国」の労務対策

「国家」全体が巨大な「強制収容所」の様相を呈しており、ナツイス・ドイツのそれと非常に酷似している、偽国「満州」の労働政策そのものをみよう。

阿片政策についても詳細に記した偽「満州国」の司法官、古海忠之の供述書に労働政策の詳しい記述もある。かなり長文だが、その要所を引用する。

「満州侵略ノ途上ニ於テ中国劳工ヲ極度ノ低賃銀ニ依ツテ、而モ如何ナル苦汗の労働ニモ従事スル所ノ帝国主義的搾取ノ好対象トシテ常ニ酷使シ続ケ、殊ニ自由労働者ニ到ツテハ苦力ト称シ、(…)低賃銀ヲ以テ劣悪な条件下ニ何等ノ人格ヲモ認メズ、必要ナル過重労働ニ従事セシメ、遺憾ナキ搾取ヲ為シ来タモノデアッタ。(…)而モ年々華北ヨリ四十万乃至七十万人ノ劳工ノ入滿アリ、之ト国家劳工トニ依リ何等労働力ニ不足ヲ感ゼズ、劳工問題ニ関シテハ顧慮スルコトナク諸建設ヲ為シ得タノデアル。所ガ一九三七年、満州産業開発第一次五ヶ年計画ガ立案セラレ、逐次実施セラルルニ及ンデ、当然労働需要ガ激増シ、又同時期ニ北辺振興計画ガ樹立セラレ、実行ニ着手セルアリ、而モ一方ニ於テ華北ヨリノ劳工ノ入滿ハ帝国主義日本ノ北支侵略ノ拡大其他ノ原因ニ依リ激減ヲ来セル為、労働力饑饉ニ陥リ、俄然労働問題ガ重大化シタノデアル。(…)一九三九年度ニ於テハ、(…)満州各機關ヲ通ズル華北劳工ノ募集、誘致策ニ依リ、華北ヨリノ劳工ノ入滿激増ヲ見(年百万人乃至百三十万人)、爾來数的ニハ劳工需要ヲ充タス状態トナ」つた。

「一九四一年八月、労務新体制確立要綱ガ立案」されたが、「此ノ労務新体制確立要綱ノ本質ハ、中国劳工ヲ徹底的ニ搾取シ侵害スル措置ヲ講ゼントシタモノデアル

事ハ、其内容ガ明確ニ之ヲ示シテキル。即チ移動防止ニ依ル労働統制、労務管理ニ依ル能率ノ増進、賃金統制ノ強化等總テ然ラザルモノハナイ。ソシテ最後ニ国内労務自給体制ノ確立ノ看板ニ依ツテ、安価、容易且確實ナ劳工搾取手段デアル劳工供出制ト勤勞奉仕制ノ実施デアル本要綱ノ実施ニ依リ、大東亜戦争下中国ノ劳工ハ身動キノ取レナイ状態ニ於テ戦時緊要物資ノ増産、対日援助増大ノ為ニ遺憾ナク搾取セラレ、侵害セラレルコトトナツタ。」

「兵役服務適格者以外ノ全国民ニ(…)一ケ年以内ノ勤勞義務ヲ科シ」た勤勞奉仕制ノ実施は四二年からである。「勞務新体制確立要綱ニ基キ」同年から「勞務動員計画」も策定・実施された。この「勞務動員計画」は、「供出劳工」や「勤勞奉仕隊」員など、毎年一〇〇万人以上を各産業に配分しようとするものであったが、「華北ヨリノ入滿劳工ハ五十万人ヲ前提」とした。

「一九四二年ニハ、勞務動員計画ノ樹立、劳工ノ供出制及ビ勤勞奉公制度ガ実施サレタ外、劳工手帳制度ガ採用サレ」た。これは、「劳工ニハ必ず指紋ヲ以テ本人タルコトヲ証明スル手帳」であり、「劳工ノ移動ヲ防止セントスル自由ノ制限処置」であった⁶³。この「劳工手帳」は、現在、在日外国人が指紋押捺と常時携帯を義務づけ

られている「外国人登録証明書」の雛形だったのでろろか。

日本国内で判事を歴任し、三六年に「満州国」司法部の招聘を受け、四三年から司法矯正総局長となった中井久二の供述書から「満州」の勞務対策をみよう。

三七年に交付・施行の為「満州国」の監獄法は、未決の收容者も含むすべての「犯人」に、「監獄附設ノ作業場」や「外役作業」として工場などでの「作業ヲ課す」ことを強制した。「漸次、労働力ニ不足ヲ告ゲテ居リマシタ日本帝國主義企業会社ト交渉シ、(一)企業体ニ於テ監獄ヨリ出役犯人ノ收容施設ニ必要ナ建物ヲ提供シ、且之ガ改造ニ必要ナ資金、資材ノ一部ヲ負担スルコト、(二)監獄カラノ出役犯人ニ対シ、一般工人ニ近イ工賃ヲ支払ウコトノ条件ヲ以テ、(三)一九四一年七月以降、(…)收容者ヲ監獄附設ノ作業工場ニ於テ一日十時間以上ノ労働ニ服セシメテ、監獄会計ノ収益増加」が図られた。

「日本帝國主義搾取企業」というのは、たとえば「撫順監獄ヨリ撫順炭鉱ニ、(…)毎日約一千位ヲ出役サセマシタ」というように、南滿州鉄道株式会社(滿鉄、一九〇七年四月営業開始)が経営する撫順炭鉱などの鉱業、あるいは日本資本や日本人経営の造船所や紡績会社など

であった。企業の慢性的な労働力不足を補うため、「囚人労働」が考案され、徹底的に利用された。

つまり、「在満」の日本企業にとつての監獄とは、労働力確保のための施設に等しく、その意味において戦時下のドイツ企業にとつての強制収容所と同じ「魅力」を有した。ナツイスの強制収容所(KZ)を管理・運営したナツイス親衛隊(SS)は、軍需産業に携わる民間企業へKZ被拘禁者を低廉な労働力として提供した。それから労働者の「日給」として企業は四から五マルクを支払ったが、それを入手したのは労働者本人でなく、SSであった。KZ拘禁者による民間企業での強制労働は、SSの財源となつたのである⁶⁴⁾。「満州」の監獄法による監獄収容者の日本企業での強制労働は、ドイツでの強制収容所被拘禁者の民間企業での強制労働と、まったく同じ構造であつた。

偽国「満州」では、さらに四三年九月、「保安矯正法」なるものが施行された。同年六月から翌年一〇月までの間、一一の「矯正輔導院」が開設され、それら「矯正輔導院」に拘禁された「労働二服サシムベキ保安拘禁者」は、監獄収容者と同条件、つまり「一般工人二近イ工賃ヲ支払フ」という条件のもと、主に炭鉱や鉄鉱所などで「一日十時間労働」に服さねばならなかつた。その

就労現場は、「撫順矯正輔導院ヨリ撫順炭鉱へ、毎日五百名及至千名ヲ出役」というように、監獄収容者の労働現場と重複した⁶⁵⁾。

具体的にどのような人々が「保安拘置」の対象となつたのか、それは中井供述書から判明しないものの、偽国「満州」高官の古海忠之供述書でそれは明瞭になる。

「戦時緊要物資ノ増産ノ為ニハ司法部マデガ一役買ツテ出テ、之ガ承認決定サレタ。(…)司法矯正総局ノ管理下ニ新二設ケラレタ矯正輔導院ガソレデアル。同院ハ主トシテ労働忌避者、若シクハ浮浪人ヲ犯罪予防ノ見地ヨリ収容シ、労働其他ノ輔導ニ依リ健全ナ国民ニ更生セシムル事ヲ目的トスルト称スルモ、基本質ハ無辜ノ中国人ヲ侵害シテ強制労働二服セシメ、重要産業ヲ通ジテ帝國主義日本ヲ援助セントスルモノデ」あつた⁶⁶⁾。

古海供述書で使われている用語、「労働忌避者」と「浮浪人」の二言。それを読み、啞然とした。「労働忌避者」(Arbeitscheue)と「浮浪者」(Landstreicher)は、それはまさにナツイスが「ツイゴイナー」(Zigener)にわゆる「ジプシー」(ロマ民族)に対して使つた呼称ではないか。

ナツイスが政権を掌握する六年ほど前、二六年七月に「ツイゴイナー・浮浪者・労働忌避者取締条例」なるも

のが南部ドイツで制定された。「浮浪者」も「労働忌避者」も「ツイゴイナー」の同意語である。実際は職に就いていようと、定住していようと、三八年以降、ロマ民族の人々は「労働忌避者」や「浮浪者」という名目で逮捕され、「反社会的分子」(Asoziale)という「罪状」を着せられ、強制収容所送りとなった。

三三年三月に最初のナツイス強制収容所(ダッハウ)が設立されたが、強制収容所の当初の目的は「政敵」の逮捕・拘禁にあった。ところが、三八年春からナツイス強制収容所の本質的・目的は、被拘禁者の強制労働への投入にこそあった。三七年晩秋から三八年夏にかけて、「反社会的分子」とされた約一万五〇〇〇の人々をナツイスは逮捕し、強制収容所に拘禁した⁶⁷⁾。「反社会的分子」、「労働忌避者」や「浮浪者」などという「罪名」で多くのロマ民族構成員も逮捕され、様々な強制収容所に拘留されることになった。

四二年九月、SS首領ヒムラー(Heinrich Himmler、一九〇〇〜四五)によって強制収容所被拘禁者の(労働による絶滅)(Vernichtung durch Arbeit)という方針が決定され、KZ被拘禁者は死亡することを前提とした強制労働条件へ投入された。そして、主に軍需産業の労働力として使投されたKZ被拘禁者たちは、労働条件

の劣悪さから大量に死亡した。偽国「満洲」における「矯正輔導院」の拘禁者を、強制労働へ投入するという「理念」も、ナツイスのそれと同じく、当初から労働者の絶滅を狙ったものであったと考えられる。というのは、「いわゆる『犯罪者』を強制労働させた『矯正輔導院』の所在地が」万人抗と重なっている⁶⁸⁾からである。

ちなみに、ナツイスによるこのようなロマ民族の迫害と殲滅計画の原型は、すでに一九世紀後半にできあがっていた。産業革命によって伝統的な生業が成り立たなくなったロマ民族の人々は、ますます困窮化した。当時、「乞食」や「浮浪者」は「ツイゴイナー」の同意語となっていた。「ドイツ帝国」(一八七一〜一九一八)の時代、地域によってはロマ家族が官憲によって分離され、子どもたちは強制的に「孤児院」へ、そして若年の男性は「労働場」(Arbeitshaus)に収容され、強制労働に投入された。また、偽国「満州」の「劳工」と同じく、一八九九年から南部ドイツのロマたちは指紋が採られるようになり、一九一一年四月からその指紋捺捺制度は全国で効力を及ぼすようになった⁶⁹⁾。

「同盟国」ドイツの諸政策を戦時中の日本はかなり詳細に研究したようである。「大日本青少年団」(四一年結成)は「ヒットラー・ユーゲント」(二六年創設)を

模範にして結成されたし、ナツイスの「遺伝病阻止法」(三三年制定)を模倣したのが、日本の「国民優生法」(四〇年制定)であり、日本の民族優生思想そのものがナツイスの借り物、「日本民族衛生学会」(三〇年設立)の民族衛生という用語はドイツ語の Rassenhygiene の直訳である。中国東北部(「満州」)も日本もロマ民族がいない地域だが、「保安矯正法」も、ナツイスの「ツイゴイナー対策」の影響があつたのではないかと推測される。しかし、現時点でそれを実証する力量はない。まだ書くことも残っているが、紙数も尽きたので筆を擱く。関心のある読者諸氏は、雑誌『世界』に掲載の原文を是非とも一読されるよう、お薦めする。

十、日中戦争と対ソ戦：その類似性と相違性

三七年七月七日、宣戦布告もないまま、日中全面戦争が開戦し、日本陸軍中央の戦争拡大派は「一撃論」を唱えた。四一年六月二一日、対ソ戦を開始したドイツも宣戦布告を怠り、「電撃作戦」による年内勝利を信じた。ところが、どちらの戦争も泥沼化した。日独両軍はともに「食糧の現地調達」をその方針とし、収奪をほしきままに、侵略地住民の慢性的飢餓状態を引き起こした。ま

た、日独両軍の双方は、戦時国際法無視の方針のもと、「宿敵」とみなした相手国民を、同等の人間ともみなさないような残虐行為を実践した。その「原動力」をなしたのは、どちらの場合も、「自国至上主義」・「選民思想」・「民族差別観」、そしてそれに連動した狂信的「反共意識」であつた。日本軍は「赤系分子の清浄」(70)を至上命題に、ドイツ軍も「共産主義の絶滅」(71)(四一年三月のヒットラー演説)をその至上目標に掲げた。

戦争捕虜について日本軍は「中国ノ戦争ハ公ニ『事変』トシテ知ラレテキマスノデ、中国人ノ捕ヘラレタ者ハ俘虜トシテ取扱ハレルトイウ事ガ決定サレマシタ」(元参謀本部軍部局長武藤章「一八九二〜一九四八」の東京裁判証言)(72)という方針を執り、ドイツ軍は共産党員の捕虜について「慈悲と国際法的な配慮は誤りであり、即時武器で片づけるべき。国際法明記の保護は適応されない」(四一年六月六日、「コミッサル命令」)(73)と命じた。捕虜の組織的殺戮のみならず、その奴隷労働による酷使も日独両軍で酷似した。日本軍では「日当も与えず、多数が死亡」し(鈴木啓久「供述書」)、ドイツ軍では「労働に対する報酬は支払われない」(四一年六月一日、「捕虜取扱方針」)(74)という国際法違反の状況が罷り通った。

非戦闘員（民間人）の検挙・拉致と強制労働への投入、あるいは性奴隷としての女性の拉致も日独両軍の双方が行った。〈国防軍〉最高司令部の命令で、ドイツ軍は占領地に多くの軍専用「売春宿」（「慰安所」）を設置した。だが、戦線での「慰安所」設置をドイツ軍は行っていない。戦線「慰安所」の設置は、「他国の軍隊もやっただではないか」との逃げ口上が決して通用しない、世界史上で類をみない日本軍独自の犯罪行為である。ソ連でドイツ軍が拉致した女性たちは、男性のソ連人強制労働者用性奴隷にされた。ちなみに、日本国内で強制労働に投入された朝鮮人男性用性奴隷の拉致を、日本軍も朝鮮半島で行っている⁽⁷⁰⁾。

生体解剖に人体実験、細菌兵器に化学兵器（毒ガス）の開発やその利用、それも日独両軍が行った。「特殊車」⁽⁷¹⁾ガス車（移動ガス室）をドイツ軍は東部戦線で使い、大量の民間人をその方法で虐殺した。また、同じ方法で国内の精神病院入院患者も殺した。しかし、生体解剖や人体実験、あるいは細菌や毒ガスのいずれもを、基本的にドイツ軍は強制収容所内のみで実行した。だから許されるというおうとしていたのではない。どこでそれが行われようとも、行ったこと自体が甚大な戦争犯罪要因を形成していることにまったく変わりはない。それが行われ

た場所ではなく、その行為自体が問題なのだ。

日本軍はガス車を使わなかった。ガス室も設置していない。巨大な強制収容所も日本軍は建造していない。だが、ナツイスの強制収容所内で行われたのと同等のことは、たとえば平房の「七三一部隊」本部やその支部などで行われたし、華北と偽「満州国」で設置された多くの「集団部落」は、「箱庭」的な強制収容所であったといえないだろうか。その規模ではなく、やはりその方策自体が問題であろう。

日本軍による戦争犯罪を必要以上に誇張し、を通してナツイス犯罪を相対化し、ナツイス体制を擁護しようとするような気は微塵たりとも持ち合わせていない。しかし、日本軍が犯した諸々の戦争犯罪は、ナツイスのそれと比較しても、決して引けを取らない微罪ではないことだけは、明白になっただろう。「ドイツが行った戦争と日本の戦争とは全く性格が違う」⁽⁷²⁾という解釈は、恣意的・不正確な誤認であり、日独両体制の間に、大きな差異は存在しなかった。

だが、現時点で問われているのは、戦時中に何がなされたのかということよりも、むしろ、その史実に現在どう対応しようとしているのかということだろう。その前提としてまず、史実を隠匿することなく、それを広く国

民の目に曝さねばならない義務を国家は負うはずである。そして、国民はその史実を直視し、その清算と克服に努めることが必要となろう。残念なことに、先代の人々の大多数はそれを怠ってきた。戦前・戦中世代に属するそれらの人々も含め、「戦争を知らない子どもたち」にとっても、〈過去の克服〉を真摯に試みようとすることは、日本国の将来のためにも、極めて重要なのではないだろうか。

そのためにも、「記憶の暗殺者」集団の徹底批判は、避けて通れないだろう。しかし、それを主体的におこなうべきなのは、納税などの義務は平等に付与されているものの、地方参政権などの基本的権利すらない、わたしたち在日外国人でなく、日本国憲法によって様々な権利が保障されており、日本国の主権者である日本国民自身ではないだろうか。

〔註〕

(1) 西尾幹二『異なる悲劇 日本とドイツ』（一九九四年、文藝春秋）、三九ページ。

(2) 拙文「ナチス・ドイツと天皇制日本が酷似する『血の神話』と国家思想」（『週刊金曜日』一九九七年二月一四日）、二七〜二九ページ。

(3) 拙文「ドイツと日本の外国人労働者政策」（『寄せ場』七号、一九九四年五月）、五〇〜五四ページ。

(4) 拙文「ドイツ国防軍による対ソ戦とソ連人捕虜、およびその強制労働への投入」（中国人強制連行国際シンポジウム大阪実行委員会『報告集 中国人強制連行国際シンポジウム大阪集会』、一九九七年一月）、一五一〜一六三ページ参照。

(5) 中国帰還者連絡会編『完全版 三光』（一九八四年、晩聲社）、二七三ページ。

(6) 「主張・解説」（『朝日新聞』一九九八年四月五日）。

(7) 田辺敏男「朝日・岩波が報じる『中国戦犯供述書』の信用度」（『正論』一九九八年六月号、産経新聞社）、四七、五〇〜五一ページ。

(8) 前出註(6)。

(9) 秦邦彦「『世界』が持ち上げる『撫順戦犯裁判』認罪書の読み方」（『諸君！』一九九八年八月号、文藝春秋）、一五九、一六四、一六六〜一六八ページ。

(10) 野田正彰『戦争と罪責』（一九九八年、岩波書店）、二七八ページ。

(11) 中国帰還者連絡会編『侵略 中国における日本人戦犯の告白』（一九五八年、新読売社）、二二三ページ。

(12) 秦邦彦『現代史の争点』（一九九八年、文藝春秋）、

三一〇、二五二、七八ページ。

(13) 「要請書 国会で不戦決議を」(『不戦』八五号、一九九五年四月号、不戦兵士の会)、四ページ。

(14) 高橋哲郎さんからの聴き取り(一九九五年九月八日)。

(15) 『戦後補償ニュース』第三〇号(一九九八年七月七月、「アジア・太平洋地域の戦争犠牲者に思いを馳せ、心に刻む会」事務局)、三ページ

(16) 一九四一年一月二六日(日本時間二七日)、アメリカ国務長官ハル(Cordell Hull、一八七二〜一九五五)は、日米戦争を回避するためのアメリカ側最終提案、いわゆるハル・ノートを、駐米日本大使野村吉三郎(一八七七〜一九六四)に手渡した。一、日本軍の中国・インドシナ(仏印)からの全面撤退、二、重慶の中華民国国民政府以外の中国における政府(「偽南京国民政府」)の否認、三、四〇年九月締結の日独伊三国同盟の死文化などがアメリカ側の要望であった。

元大本宮参謀の瀬島龍三(一九一一年生まれ)は日米「戦争の原因」として、ハルの「偏見と事実誤認」を挙げ、日本は一月二九日の大本宮政府連絡会議で「対米英蘭開戦を決議」し、一月二日の御前会議で「開戦の廟議が決定」したとする(『大東亜戦争の実

相』、一九九八年、PHP研究所、二〇四、二〇八、二二二ページ)。

だが、このような「自衛戦争論」や「受動的戦争論」には、大きなごまかしがある。昭和天皇の側近、木戸幸一(一八八九〜一九七七)の日記の「昭和十六年十一月五日」の頃に、「御前会議開催せられ、対米英蘭に対する方策決定される」と記されている(木戸日記研究会『木戸幸一日記』〔下〕、一九六六年、東京大学出版会、九二二ページ)。日本の外務省がハル・ノートの翻訳全文を関係者に配布したのは一月二八日だが、それ以降の開催であった二月一日の御前会議で対連合国開戦が決定されたのではなく、それはハル・ノートが未発表段階の、遅くとも一月五日の御前会議で決定されていた。「一月五日の御前会議決定は対米英蘭戦争の事実上の開戦決定にひとしかった」(江口圭一『十五年戦争小史〔新版〕』、一九九一年、青木書店、一七一ページ)。

さらに、海軍省調査課長であった高木惣吉(一八九三〜一九七九)は、「ハワイ方面への機動作戦部隊は十一月下旬千島南部に待機させる手配をした」と記している(高木惣吉『太平洋海戦史』、一九四九年、岩波書店、二三三ページ)。「十一月六日に初めて作戦軍

の戦闘序列が下命され、十一月十五日」、陸軍は「南方要域攻略の作戦任務が付与され」、海軍の「真珠湾攻撃部隊についていえば、『待機地点』たる南千島またはマーシャル郡島を出発して『作戦海面』たる真珠湾近傍に向かいつつありました」と、瀬島自身も記している。「作戦任務はまだ付与されて」おらず、これは「単にいわゆる開戦準備の配置につきつつあるに過ぎ」なかつたと、瀬島は逃がっているもの（瀬島上述書、二一―二二ページ）、ハル・ノートを受領する以前から、大本営・政府・軍部などが対米英蘭戦争を計画し、その準備をしていたことは明白である。「ハル・ノート開戦説」は、日本国の戦争責任を否認するための、「こじつけ論」に過ぎない。

(17) 西尾幹一・藤岡信勝『国民の油断』（一九九六年、P

HP 研究所）、一九四―五ページ。

(18) 前出註(12)、七五ページ。

(19) 鈴木啓久「筆供自述」（『世界』一九九八年五月号、

岩波書店）、九〇、九八、一〇〇―一ページ。（□

内文字は脱字の補足箇所、以下同じ）

(20) 中井久二「供述書」（『週刊金曜日』一九九八年六月

二六日、株式会社金曜日）、五〇ページ。

(21) 佐々眞之助「筆供自述」（『世界』一九九八年五月号）、

一一九、一三四―五ページ。

(22) 「臨命第四百二十一号」（『現代史資料』第九巻、一九六四年、みず書房）、二三三ページ。

なお、全国水平社創立の三週間ほど後に「大分県別府警察署」は「的ヶ浜の貧民窟焼払い事件」を起こしたが、それは「閑院宮様行啓に関連」した（『大阪毎日新聞』一九二二年三月三十一日）。拙文「近代天皇制下の警察権力と民衆蔑視」（『部落解放史ふくおか』第五〇号、一九八八年六月、福岡県部落解放史研究所）参照。

(23) 前出註(19)、八八、九三―四ページ。

(24) 本多勝一『中国の旅』（一九八一年、朝日文庫）、二一八七ページ。

(25) 姫田光義・陳平（丸太孝志〔訳〕）『もうひとつの三

光作戦』（一九八九年、青木書店）、二七ページ。

(26) 上坂勝「筆供自述」（『世界』一九九八年五月）、一〇五―六ページ。

(27) 『北瞳村の日本軍毒ガス戦の惨状―李徳祥さんは語る』（一九九八年八月、三光作戦調査会）参照。

(28) 前出註(21)、一三一ページ。

(29) 長島勤「筆供自述」（『世界』一九九八年五月号）、一二四ページ。

- (30) 齋藤美夫「供述書」(『世界』一九九八年七月号)、二九二ページ。
- (31) 歩平(山辺悠喜子・宮崎教四郎〔訳〕)『日本の中国侵略と毒ガス兵器』(一九九五年、明石書店)、一四一〜一七二ページ。
- (32) 『毎日新聞』一九九八年六月一日。
- (33) 前出註(19)、一〇〇ページ。
- (34) 前出註(30)、二七九、二九二ページ。
- なお、中帰連のメンバーで、元憲兵の土井芳雄も「特移扱」について証言している。朝日新聞社山形支局『聞き書き ある憲兵の記録』(一九九一年、朝日文庫)、一三九ページ。
- (35) 前出註(12)、二五七、二五九ページ。
- (36) 教科書『新日本史』(一九五五年、三省堂)にある家永三郎東京教育大学元教授の文書、「開襟シャツスタイルの連合軍最高司令官マッカーサーの横に背の低いモーニング姿の日本人が並んで立つ写真」を、「この表現ほど不快感を催す文章を私は他に知らない」(前出註(12)、一五一ページ)と秦はする。陸軍少尉の息子として生まれ、日本主義者の平泉澄(一八九五〜一九八四)が教鞭を執った東京帝国大学国史学科の卒業で、戦時中に注入された「歴史観」を敗戦後に克服した家

永元教授を、秦は「変節者」呼ばわりする。中国にいた日本人元戦犯の場合と同じく、「洗脳」などを伴わなくとも、自分を呪縛してきた「思想」を人間が自力で根底から改造できることが、どうしても理解できないようである。

- (37) 吉見義明・伊香俊哉『七三一部隊と天皇・陸軍中央』(一九九五年、岩波ブックレット)、八ページ。
- (38) 秦邦彦『昭和史の謎を追う』(上)(一九九三年文藝春秋)、三九五ページ。
- (39) 『細菌戦部隊ハバロフスク裁判』(一九八二年、海燕書房)、三五三ページ。
- なお、九八年四月に来日したロシアのエリツィン大統領は、ソ連に抑留された日本人戦犯の尋問証書を日本政府に手渡したが、一刻も早く政府はその資料を国民に開示すべきである。
- (40) 前出註(38)、三六一、三七五ページ。
- (41) 西野瑠美子「七三一部隊の資料はどこに」(『週刊金曜日』一九九八年六月二日号)、二五〜六ページ。
- (42) 倉橋正直『日本の阿片戦略』(一九九六年、共栄書房)、二四〜五、三〇、三二〜三、四八ページ。
- (43) 同右、一三二、一四九、一五七、一六〇〜三ページ。
- (44) 前出註(2)、一三五〜六ページ。

- (45) 前出註(29)、一一七〜八ページ。
- (46) 古海忠之「満州国亜片政策ニ関スル陳述」(『世界』一九九八年六月号)、一六五〜一七〇ページ。
- (47) 古海忠之「日本ニ於ケル阿片会議ニ伴フ罪行」(同右)、一七二ページ。
- (48) 前出註(17)、二一五ページ。
- (49) 「北支那方面軍状況報告」(『現代史資料』第九卷、一九六四年、みず書房)、七一〜二ページ。
- (50) 笠岡十九司「日中戦争と三光作戦」(『北瞳村の日本軍ガス戦の惨状』、一九九八年、三光作戦調査会)、三九〜四〇ページ。
- (51) 前出註(19)、九一〜二ページ。
- (52) 同右、九五ページ。
- (53) 前出註(29)、一二四ページ。
- (54) 仁木ふみ子『無人区 長城のホロコースト 興隆の悲劇』(一九九五年、青木書店)、二四八ページ。
- (55) 前出註(25)、七〜八ページ。
- (56) 同右、一三四ページ。
- (57) 姫田光義『「三光作戦」とは何だったか 中国人の見た日本の戦争』(一九九五年、岩波ブックレット)、四七ページ。
- (58) 同右、四三〜ページ。
- (59) 同右、三五ページ。
- (60) 前出註(25)、九二ページ。
- (61) 前出註(54)、二四、一六二ページ。
- (62) 前出註(25)、七〇ページ。
- (63) 古海忠之「満州勞工ニ関スル罪行」(『世界』一九九八年六月号)、一七三〜一七六ページ。
- (64) 拙文「日本とドイツの労働移住政策比較」(栗原彬編『現代世界の差別構造』、一九九七年、弘文堂)、一七〜八ページ。
- (65) 中井久二「筆供自述」(『世界』一九九八年七月号)、二六〇〜一、二六四〜二七〇ページ。
- (66) 前出註(62)、一七七〜ページ。
- (67) Martin Brosate "Nationalsozialistische Konzentrationslager 1933-1945" in: *Anatomie des SS - States Bd. 2* (1989, Deutscher Taschenbuch Verlag), p. 77.
- (68) 老田裕美「『特殊工人』と『万人抗』 日本への『中国人強制連行の原型』として」(日本寄せ場学会『寄せ場』一一号、一九八八年五月、れんが書房新社)、一一〇ページ。
- (69) Joachim Hohmann *Geschichte der Zigeunerverfolgung in Deutschland*

- (1988, Campus Verlag), p. 59, 67, 71.
- (70) 参謀本部「対支那中央政權方策」(『現代史資料』第九卷、一九六四年、みずす書房)、五〇ページ。
- (71) Christian Streit Keine Kmeraden (1991, Verlag J. H. W. Dietz Nachf.), p. 34.
- (72) 『極東国際軍事裁判速記録』第一卷(一九六八年、雄松堂)、五五五ページ。
- (73) Hans-Adolf Jacobsen “Kommissarbefehl und die Massenexekutionen sowjetischer Kriegsgefangener” in: Anatomie des SS – Staates Bd. 2 (1989, Deutscher Taschenbuch Verlag), p. 189.
- (74) Christian Streit “Die Behandlung der sowjetischen Kriegsgefangenen und Probleme des Krieges gegen die Sowjetunion” in: “Unternehmen Barbarossa”. Der deutsche Überfall auf die Sowjetunion (1984, Schöningh), p. 315.
- (75) 例えば、奈良県柳本飛行場の建設に関して(川瀬俊治『奈良・在日朝鮮人史』、一九八五年、奈良・在日朝鮮人教育を考える会)、二二七ページ。
- (76) 小堀桂一郎「敗戦国史観を衝く」(歴史・検討委員会

『大東亜戦争の総括』、一九九五年、展転社)、三三三九ページ。

※なお、遮断豪や無住区の設置、毒ガスの使用など、「三光作戦」について、藤原彰「『三光作戦』と北支那方面軍 — 抗日根拠地への熾滅掃蕩作戦 —」(1)&(2) (日本の戦争責任資料センター)季刊「戦争責任研究」No.二〇(一九九八年夏季号)&No.二二(一九九八年秋季号)も参照。